

高知県競馬組合が主催する競馬（以下「高知競馬」という）の番組編成は、高知県競馬組合地方競馬実施条例、同実施規則（以下「規則」という）、同実施細則及びこの要領に定める。

1. 出走の資格及び制限

高知競馬に出走申込み又は出走できる馬は次のとおりとする。

- (1) 地方競馬全国協会の登録を受けた軽種馬
- (2) 満二歳以上
- (3) 下記の事項に該当しない馬
 - (ア) 繁殖の用に供された馬
 - (イ) 伝貧検査（一斉の検査を含む）を受けていない馬
 - (ウ) インフルエンザ接種証明書のない馬
 - (エ) 禁止薬物又は規制薬物の影響下にある馬
 - (オ) 理化学検査の結果、禁止薬物陽性と確定され、出走停止期間を満了していない馬
ただし、禁止薬物陽性確定により 2 回以上処分を受けた馬は出走できない。
なお、既に出走申込みした馬についても確定の日から適用する。
 - (カ) 競技外検査で禁止薬物陽性と確定され、検体採取日から 6 か月間経過していない馬
ただし、自主検査により陰性が確認されたときはこの限りではない。
 - (キ) 視力が正常でない馬
ただし、入きゅう後外傷により異常を生じたもので、馬検査に合格した馬はこの限りでない。
 - (ク) 痼疾の程度が重い馬
 - (ケ) 当該サイクル登録日の前日までに高知競馬所属きゅう舎に入きゅうしていない馬
ただし、他場所所属馬はこの限りでない。
 - (コ) 出走申込みに必要なすべての書類等が提出されていない馬
なお、出走申込みはサイクル毎に行う。
必要書類
 - ・ 馬登録証
 - ・ 競走馬預託契約書（写）
 - ・ 出走申込書
 - ・ 出走申込料 100 円
 - (サ) 過去 1 年のうち 2 回以上出走停止処分を受けた馬
ただし、二歳又は三歳馬で、一般馬に編入されるまでに受けた処分はこの限りでない。
 - (シ) 馬検査を指定されている馬で、馬検査に合格していない馬
 - (ス) 出走する競走前の金曜日までに出走制限及び出走停止期間を満了していない馬
ただし、交流競走に出走する他場所所属馬は、出走する競走の前日までとする。
 - ・ 裁決委員が指定した馬は、指定された期間出走できない。
 - ・ 自らの事由で競走中止した馬は、当該競走の施行翌日から起算して 20 日間出走できない。
 - ・ 競走中鼻出血（外傷性を除く）を発症した馬は、当該競走の施行翌日から起算して 20 日間出走できない。また、6 か月以内の 2 回目は 30 日間、3 回目は 60 日間出走できない。
 - ・ 大差（3 着から 8 秒以上）で入線した馬は、当該競走の施行翌日から起算して 20 日間出走できない。

ただし、重賞競走、準重賞競走、選抜による競走、級混合競走、交流競走及び裁
決委員が指定する競走はこの限りでない。

- (七) ニューム製又は鉄製の尋常蹄鉄以外の馬
ただし、実施要領又は実施細目を別に定める競走及び許可を受けた跣蹄馬はこの限
りでない。
- (ソ) 規則第 67 条、第 69 条、第 70 条、第 71 条に該当する馬主の所有する馬
- (タ) 調教停止処分を受けている調教師の管理する馬
- (チ) 開催執務委員長が出走申込又は出走を認めない馬

2. 転入馬

- (1) 他場所所属時の出走歴の有無に関わらず、高知競馬に所属する場合は転入とする。
- (2) 下記の事項に該当する馬は転入できない。
ただし、休廃止の競馬場から転入する馬はこの限りでない。
 - (ア) 発走調教不十分により出走停止処分を受けた後、発走検査指定を受けない 5 回以
上の出走履歴のない馬
 - (イ) 競走調教不十分、能力支障又は健康支障等により出走停止処分を受けた後、5 回以
上の出走履歴のない馬
 - (ウ) 理化学検査陽性により出走停止処分を受けた後、1 回以上の出走履歴のない馬
- (3) 転入馬については、サイクル途中で追加して編成する場合がある。
 - ア. 次の全てを満たす馬を対象とする。
 - (ア) 1. の規定により出走申込みする馬
 - (イ) 当該サイクル編成日以降に高知競馬所属となった馬
 - (ウ) 一走目に編成可能な馬
 - イ. 編成方法は、次のとおり。
 - (ア) 6. の規定により編成する。
 - (イ) 編成頭数が多く、出走可能頭数を上回る場合は、既に編成されている馬を優先し、
追加編成馬を調整する。
 - (ウ) 同一きゅう舎の編成頭数が60%を超える場合は、既に編成されている馬を優先し、
追加編成馬を調整する。
 - ウ. 重賞競走、準重賞競走及び特別競走には、編成しない。
 - エ. 出走頭数が多く編成することが困難な場合は、追加の出走申込みを受け付けない。

3. 馬検査

「平成 28 年度高知競馬馬検査実施要項」に定める。

4. 番組賞金

- (1) 番組賞金は次のとおりとする。
 - (ア) 次表の期間に、収得した本賞金（以下「収得賞金」という）の合計額とする。

開催第 1 日	番組賞金算出対象期間
4 月 1 日 から 10 月 2 日	前々年度の 4 月 1 日 から 編成日
10 月 3 日 から 3 月 31 日	前々年度の 10 月 1 日 から 編成日

- (イ) 収得賞金は、次表により換算する。

競馬場等	換算率
中央競馬 ダートグレード競走 JRA 認定競走の一着 高知競馬の新馬競走（特別競走）	30%

浦和 船橋 大井 川崎	40%
岩手（盛岡・水沢） 兵庫（園田・姫路）	50%
金沢 笠松 名古屋	60%
北海道（門別） 佐賀	70%
高知	100%

JRA条件交流競走は各競馬場の換算率を適用する。

換算後、千円未満は切り捨てる。

- (2) 他場所属馬が出走する場合、(1)により換算したものを番組賞金とする。

5. 二歳及び三歳馬の取扱い

- (1) 二歳及び三歳馬は、番組賞金が300,000円に達した場合、その額の一般馬の順位（以下「一般格」という）に編入格付する。
- (2) 二歳又は三歳で一般格に編入格付した馬は、重賞競走に出走する場合を除き、3歳格の競走には出走できない。
- (3) 2歳格及び3歳格は、申込み頭数等の状況により、他の格（3歳格及び一般格）に編成する場合がある。
- (4) 3歳格の競走は10月2日までとし、10月3日から一般格に編入格付する。

6. 番組の編成について

番組の編成は次のとおりとする。

- (1) 番組の編成は、1から6日間を1サイクルとして年間29サイクル実施する。
- (2) 競走は、重賞競走、準重賞競走、特別競走、普通競走の4種類とする。
- (3) 最大出走頭数は、12頭とする。
ただし、1600mは11頭、1000mは10頭とする。
- (4) 競走馬の級区分は次表のとおりとする。

格	級	番組賞金等条件
一般	A	2,100,000円超
	B	2,100,000円以下
	C1	1,500,000円以下
	C2	1,000,000円以下
	C3	上
下		400,000円以下
3歳		三歳馬（一般格編入馬を除く）
2歳		二歳馬（一般格編入馬を除く）

昇（降）級は1サイクル終了毎とする。

- (5) 普通競走の編成は、次のとおりとする。

ア. 一般格の編成

(ア) 各級において番組賞金及び競走成績により編成する。

他場所属馬についても、同様に編成する。

ただし、重賞競走、準重賞競走又は上位級特別競走を希望する場合はこの限りでな

い。

- (イ) 転入後初出走となる馬についても、(ア) に定めるとおり編成する。
- (ウ) 取得賞金起算日の変更により下位の級に格付となる馬で、競走能力が優れていると判断されるときは、上位の級に編成する場合がある。
- (エ) 指定する級については、(ア) によらず、競走成績を参考とし、選出により編成する。
- (オ) 参考とする競走成績は、ダート交流重賞競走、他場の重賞競走、高知競馬の競走とする。
- (カ) 出走資格を満たす馬については、重賞競走、準重賞競走、特別競走、上位級の最上位又は当該級の最上位への出走を希望できる。

イ. 2歳・3歳格の編成

2歳・3歳格の編成については、一般格に準じて編成する。

- (6) 重賞競走、準重賞競走及び特別競走に出走できる馬の資格及び選出基準は、「平成 28 年度高知競馬重賞競走等選出基準」に定める。
 - (ア) 重賞競走、準重賞競走及び交流競走については、競走成績を選考基準とし、出走希望を考慮し、選出する。
 - (イ) 参考とする競走成績は、ダート交流重賞競走、他場の重賞競走、高知競馬の競走とする。
 - (ウ) 級を指定する特別競走については、各級番組賞金上位 33 頭及び出走希望馬のうち、前走成績が 1 着の馬、続いて出走希望馬、前走成績上位馬及び前走人気上位馬を選出する。
なお、前走が二走目の場合は前々走の成績も対象とする。
ただし、長期休養馬（最終出走日から出走申込日までに 3 ヶ月を経過した馬）は対象としない。
 - (エ) 転入後初出走となる馬については、重賞競走、準重賞競走及び特別競走に選出しない。
- (7) (6) (エ) によらず、転入後、他場のダート交流重賞競走に出走した馬又は他場の重賞競走で 1 着となった馬は、直近の重賞競走（「黒船賞」を除く）又は準重賞競走、A 級の最上位組（対象競走が牝馬限定競走の場合は牝馬準重賞競走、三歳競走の場合は三歳重賞競走、二歳競走の場合は二歳重賞競走）に編成する。
ただし、長期休養馬は、対象としない。
また、対象馬多数となるなどにより当該競走に編成できない馬については、次回以降適用する。
なお、以後高知競馬の競走に出走し 2 着以下となった場合、(4) に定める級に編成する。
- (8) 下位級馬が、重賞競走、準重賞競走（牝馬限定競走を除く）及び上位級の特別競走（JRA 条件交流競走、全日本新人王争覇戦競走及び騎手交流競走を除く）に出走し、1 着になった場合、次走は重賞競走、準重賞競走（牝馬限定競走を除く）又は当該級の特別競走にとどめる。
- (9) 下位級馬が上位級の特別競走に出走した場合、出走した級の二走目に出走できる。
編成順位は、成績を参考に、番組編成員が決定する。
また、負担重量については、当該級の馬として取り扱う。
- (10) 編成時の編成頭数により級混合競走を設ける場合がある。
 - (ア) 選出により編成する場合は、特別競走とし、賞金諸手当等は上位級の特別競走として取り扱う。
 - (イ) 級混合特別競走については、競走成績を選考基準とし、出走希望を考慮し、選出する。

- (ウ) 選出によらず編成する場合は、普通競走とし、賞金諸手当等は上位級の普通競走として取り扱う。
- (エ) 二走目に出走する場合、(4)に定める級として取り扱う。
- (11) 各競走における同一きゅう舎の編成頭数は、60%以内とする。
- (12) 編成組については、次のとおりとする。
 - (ア) 重賞競走及び特別競走を含め上位から順にアラビア数字(1, 2, 3・・・)で表記する。
 - (イ) 二走目については、いろは順カタカナ(イ, ロ, ハ・・・)で表記する。
- (13) 編成後の出走頭数調整については、次のとおりとする。
 - (ア) 普通競走において、編成後に休場馬があったため、競走頭数が番組編成上不均等な頭数になる場合は、直近の上位又は下位から変更又は組の分割等再編成により調整をする。
 - (イ) 重賞競走及び特別競走は、普通競走が番組編成上不均等な頭数にならない範囲で最大限の出走頭数を確保する。
 - (ウ) 出走日の変更を伴う場合は、原則として3日前までに調整を行う。
 - (エ) 競走距離の変更を伴う場合は、原則として当初予定から200mの距離増減を上限として調整を行う。
- (14) 番組の発表は、原則として当該サイクル毎に、調教師に対し各自の管理馬の競走日程等を通知する。

7. 出走投票

調教師は、競馬番組で定める日時に出走投票所において、番組編成委員又は担当職員の立会いのもとに出走投票しなければならない。

- (1) 治療等のため使用した薬品又は薬剤の影響下にある馬の出走投票をしてはならない。
- (2) 騎手の1日における騎乗回数は8回以内とする。
ただし、開催執務委員長が認めた場合にはこの限りでない。
- (3) 馬番の決定は、当該競走の出走投票馬を対象に抽選により行う。

8. 負担重量

- (1) 負担重量は、次のとおりとする。
なお、年齢については当該サイクル第1日のものを適用する。
 - (ア) 定量重量1(一般格競走)
特に定めない特別競走及び普通競走については
二歳 54kg・三歳以上 56kg
二歳牝馬 1kg 減、三歳以上牝 2kg 減
下位級 1kg 減(希望馬を除く)
 - (イ) 定量重量2(2歳格競走)
二歳 55kg
牝 1kg 減
 - (ウ) 定量重量3(3歳格競走)
二歳 54kg
三歳 56kg
二歳牝馬 1kg 減、三歳牝 2kg 減
 - (エ) 定量重量4(重賞競走)
二十四万石賞、トレノ賞、建依別賞、珊瑚冠賞、黒潮マイルチャンピオンシップ、高知県知事賞、大高坂賞、黒潮スプリンターズカップ、だるまた日賞、御厨人窟賞については

三歳 56kg、四歳以上 57kg

牝 2kg 減

(オ) 定量重量 5 (二歳・三歳重賞競走)

三歳重賞競走、二歳重賞競走については

56kg

牝 2kg 減

(カ) 別定重量 1

準重賞競走(級限定及び牝馬限定競走を除く)、A級特別競走及び1組については

二歳 54kg・三歳以上 56kg

平成28年4月1日(平成28年10月8日からは平成28年10月8日、

期間内の転入馬は転入日)以降の最上位(重賞、級限定及び牝馬限定競走を除く

準重賞、A級特別及び1組)競走及び

他場重賞競走の1着毎に1kg増、1kg増となった以降の高知競走2着以下毎

に1kg減、最高58kg、最低基本重量

二歳牝 1kg 減・三歳以上牝 2kg 減

下位級 1kg 減(希望馬及び番組編成委員が指定する馬を除く)

(キ) 別定重量 2

JRA指定交流競走については

56kg

牝 2kg 減

(ク) 別定重量 3

全日本新人王争覇戦競走については

全馬 56kg

牝 2kg 減

(ケ) 別定重量 4 (グレード別定)

黒船賞(JpnⅢ)については

四歳以上 56kg

実施要領で定める日までに三歳以降の競走で、

GⅠ(JpnⅠ)競走1着馬 3kg 増・GⅡ(JpnⅡ)競走1着馬 2kg 増・

GⅢ(JpnⅢ)競走1着馬 1kg 増

牝 2kg 減

(コ) 別定重量 5

牝馬限定競走については

A級 56kg、B級 55kg、C1・C2・C3級 54kg

(2) 騎手免許の通算取得期間が3年未満であって、勝利数が100勝以下の騎手が重賞競

走、JRA交流競走及び騎手招待競走のいずれでもない競走に騎乗する場合は、次表の

とおり勝利数の区分に応じて負担重量から減ずる。

ただし、本人の申出により減量しない場合がある。

なお、勝利度数は出走投票時のものとする。

勝利数	減量重量
100勝以下	1kg
30勝以下	2kg
20勝以下	3kg

(3) 女性騎手は、負担重量から1kg減ずる。

ただし、重賞競走、JRA指定交流競走及び騎手招待競走はこの限りでない。

(4) 減量の印(記号)は次表のとおりとする。

印	減量重量
---	------

☆	1kg
△	2kg
▲	3kg
★	4kg

10. 賞金及び諸手当

「平成 28 年度高知競馬賞金諸手当支給要項」に定める。

11. 勝馬確定後の失格及び着順変更に係る取扱い

(1) 競走成績の取扱い

当該競走の成績は、変更後の着順（同着頭数の変更を含む。以下同じ）により取り扱う。

なお、勝馬確定後に失格となった馬又は着順が変更された馬が、当該競走が行われた日の翌日から着順が変更されるまでの間に出走した競走成績は変更しない。

(2) 収得賞金の取扱い

収得賞金は、変更後の競走成績に基づいて改めて定める。

ただし、勝馬確定後に失格となった馬又は着順を変更された馬が、直近の競走について、規則第 26 条の馬検査後、出走する資格がある馬として公表されている場合は、当該競走に関しては変更前の収得賞金により取り扱う。

また、変更後の競走成績に基づく格付又は番組賞金は、次サイクルから適用する。

12. 交流競走等

他場の交流競走等に出走する場合は、他場へ入きゅうした期間を、高知競馬での入きゅうとみなす。

13. その他一般事項

(1) 競走に出走した馬のうち第 2 位までに到達した馬及び裁決委員が指定した馬は、必ず検体採取所において、薬物検査のため検体（尿又は血液）の採取を受けなければならない。

薬物検査の対象馬のうち裁決委員が指定する馬は、到着順位が第 3 位以下の馬のうち競走終了後、その都度一頭指定する。

ただし、出走した頭数が 10 頭以下の競走については、裁決委員は対象馬を指定しないことができる。

(2) 競走に出走する馬の装具は通常の競走用具以外の特殊な用具（折り返し手綱等）の使用は認めない。

ただし、主催者が認めたものはこの限りでない。

(3) 天災、地変、その他主催者の責任によらないで競走を中止し、又は延期した場合は、主催者はその責任を負わない。

(4) 馬主、調教師、騎手及びきゅう務員は、競馬法、高知県競馬組合地方競馬実施条例及びその他関係法規を「知らない」ゆえをもって責任を免れることはできないものであって、競馬の公正かつ円滑な運営に関して主催者に対してその責を負うものである。

附則 この要領は、平成 28 年 3 月 28 日から適用する。

平成 28 年度 高知競馬重賞競走等一覧

重賞競走

競 走 名	品種年齢区分	出走可能頭数	距離（予定）	負担重量
二十四万石賞	四歳以上	12 頭	1900m	定量 4
福永洋一記念	四歳以上	11 頭	1600m	定量 4
トレノ賞	三歳以上	12 頭	1300m	定量 4
農林水産大臣賞典 建依別賞	三歳以上	12 頭	1400m	定量 4
珊瑚冠賞	三歳以上	12 頭	1900m	定量 4
黒潮マイルチャンピオンシップ	三歳以上	11 頭	1600m	定量 4
GRAND PRIX 高知県知事賞	三歳以上	12 頭	2400m	定量 4
大高坂賞	四歳以上	12 頭	1400m	定量 4
黒潮スプリンターズカップ	四歳以上	12 頭	1300m	定量 4
だるまた日賞	四歳以上	11 頭	1600m	定量 4
農林水産大臣賞典 黒船賞（JpnⅢ）	四歳以上	12 頭	1400m	別定 4
御厨人窟賞	四歳以上	12 頭	1400m	定量 4
黒潮皐月賞	三歳	12 頭	1400m	定量 5
黒潮ダービー 高知優駿	三歳	12 頭	1900m	定量 5
黒潮菊花賞	三歳	12 頭	1900m	定量 5
土佐秋月賞	三歳	11 頭	1600m	定量 5
土佐春花賞	三歳	12 頭	1300m	定量 5
高知市長賞典 金の鞍賞	二歳	12 頭	1400m	定量 5

準重賞競走

競 走 名	品種年齢区分	出走可能頭数	距離（予定）	負担重量
トーセンジョーダン賞	四歳以上	11 頭	1600m	別定 1
アンライバルド賞	三歳以上	12 頭	1400m	別定 1
長浜特別	四歳以上	12 頭	1400m	別定 1
初夢特別	四歳以上	12 頭	1400m	定量 1
梅檀特別	三歳	12 頭	1400m	定量 1
スピカ特別	四歳以上牝馬	12 頭	1400m	別定 5
ヴェガ特別	三歳以上牝馬	12 頭	1300m	別定 5
ミラク特別	三歳以上牝馬	12 頭	1400m	別定 5
ベラトリックス特別	四歳以上牝馬	11 頭	1400m	別定 5

特別競走

競 走 名	品種年齢区分	出走可能頭数	距離（予定）	負担重量
A級特別競走	A級以下	12（11）頭	1300m～1900m	別定 1
B級特別競走	B級以下	12（11）頭	1300m～1800m	定量 1
C 1 級特別競走	C 1 級以下	12（11）頭	1300m～1800m	定量 1
C 2 級特別競走	C 2 級以下	12（11）頭	1300m～1600m	定量 1
C 3 級特別競走	C 3 級以下	12（11）頭	1300m～1600m	定量 1
3歳特別競走	3歳	12（11）頭	1300m～1600m	定量 3
A級B級混合特別競走	A級以下	12（11）頭	1300m～1900m	別定 1
B級C 1 級混合特別競走	B級以下	12（11）頭	1300m～1800m	定量 1
C 1 級C 2 級混合特別競走	C 1 級以下	12（11）頭	1300m～1800m	定量 1

C2級C3級混合特別競走	C2級以下	12(11)頭	1300m~1600m	定量1
全日本新人王争覇戦競走	指定する級	12頭	1400m	別定3
騎手(招待)交流競走	指定する級	12(11)頭	1300m~1600m	定量1

平成 28 年度 高知競馬重賞競走等選出基準

重賞競走 一般

競走名	出走資格	選出基準等
二十四万石賞	1. 四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
福永洋一記念	1. 四歳以上 2. 出走申込時、高知在籍で 1 走以上	出走頭数 11 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
トレノ賞	1. 三歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
農林水産大臣賞典 建依別賞	1. 三歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 優先出走権を認める馬 本年度「トレノ賞」3 着以内 2. 高知県競馬組合による選出
珊瑚冠賞	1. 三歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
黒潮マイル チャンピオンシップ	1. 三歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 11 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
GRAND PRIX 高知県知事賞	1. 三歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 優先出走権を認める馬 本年度「珊瑚冠賞」3 着以内 2. 高知県競馬組合による選出
大高坂賞	1. 四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
黒潮スプリンターズ カップ	1. 四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内(他場所所属馬 8 頭以内) 1. 高知県競馬組合による選出 ※別途実施要領及び細目を定める
だるま夕日賞	1. 四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 11 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
農林水産大臣賞典 黒船賞 (JpnⅢ)	1. サラブレッド系四歳以上 2. 出走申込時、高知競馬在籍で 2 走以上 他場所所属馬 1. サラブレッド系四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上 日本中央競馬会所属馬 1. サラブレッド系四歳以上	JRA5 頭、地方 7 頭 (高知 3 頭以内) 日本中央競馬会所属馬 1. 日本中央競馬会の指定順位 地方競馬所属馬 1. 優先出走権を認める馬 ①大高坂賞 1400m 優勝馬 ②黒潮スプリンターズカップ 1300m 優勝馬 ③だるま夕日賞 1600m 優勝馬 2. 高知県競馬組合による選出 ※別途実施要領及び細目を定める
御厨人窟賞	1. 四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出

重賞競走 3歳

競走名	出走資格	選出基準
黒潮皐月賞	1. 三歳 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出

黒潮ダービー 高知優駿	1. 三歳 2. 出走申込時、所属場で1走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 優先出走権を認める馬 本年度「黒潮皐月賞」3着以内 2. 高知県競馬組合による選出
黒潮菊花賞	1. 三歳 2. 出走申込時、所属場で1走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 優先出走権を認める馬 本年度「高知優駿」3着以内 2. 高知県競馬組合による選出
土佐秋月賞	1. 三歳 2. 出走申込時、所属場で1走以上	出走頭数 11 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
土佐春花賞	1. 三歳 2. 出走申込時、所属場で1走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出

重賞競走 2歳

競走名	出走資格	選出基準
高知市長賞典 金の鞍賞	1. 二歳（サイクル第1日） 2. 出走申込時、所属場で1走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出

準重賞競走

競走名	出走資格	選出基準
トーセンジョーダン賞	1. サラブレッド系四歳以上	出走頭数 11 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
アンライバルド賞	1. サラブレッド系三歳以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
長浜特別	1. サラブレッド系四歳以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
初夢特別	1. サラブレッド系四歳以上 2. B級以下	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
柘檀特別	1. サラブレッド系三歳	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
スピカ特別	1. サラブレッド系四歳以上牝馬 2. 出走申込時、所属場で1走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
ヴェガ特別	1. サラブレッド系三歳以上牝馬 2. 出走申込時、所属場で1走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
ミラク特別	1. サラブレッド系三歳以上牝馬 2. 出走申込時、所属場で1走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
ベラトリックス特別	1. サラブレッド系四歳以上牝馬 2. 出走申込時、所属場で1走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出

特別競走 一般

競走名	出走資格	選出基準
A級特別競走	1. A級以下	出走頭数 12（11）頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
B級特別競走	1. B級以下	出走頭数 12（11）頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
C1級特別競走	1. C1級以下	出走頭数 12（11）頭以内

		1. 高知県競馬組合による選出
C 2 級特別競走	1. C 2 級以下	出走頭数 12（11）頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
C 3 級特別競走	1. C 3 級以下	出走頭数 12（11）頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
3 歳特別競走	1. 3 歳	出走頭数 12（11）頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
A 級 B 級 混合特別競走	1. A 級以下	出走頭数 12（11）頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
B 級 C 1 級 混合特別競走	1. B 級以下	出走頭数 12（11）頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
C 1 級 C 2 級 混合特別競走	1. C 1 級以下	出走頭数 12（11）頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
C 2 級 C 3 級 混合特別競走	1. C 2 級以下	出走頭数 12（11）頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
全日本新人王争覇戦競走	1. 出走申込時、高知競馬在籍で 2 走以上 2. 指定する級	1. 高知県競馬組合による選出 （指定する級を対象） ※別途実施要領及び細目を定める
騎手（招待）交流競走	1. 出走申込時、高知競馬在籍で 1 走以上 2. 指定する級	1. 高知県競馬組合による選出 （指定する級を対象） ※別途実施要領及び細目を定める

平成 28 年度 高知競馬馬検査実施要項

1. 趣旨

高知県競馬組合管理者（以下「管理者」という）は、競馬の公正を期するためこの要項により馬検査を実施する。

2. 検査員

検査員は、管理者が任命又は委嘱した開催執務委員をもって充てる。

3. 馬体検査

馬体検査とは、対象馬に対し個体の確認、体型、外貌歩様及び健康状態について行う検査をいう。

（1）対象馬

馬体検査は、次に該当する馬について馬体検査場で行う。

ただし、高知競馬開催執務委員長（以下「委員長」という）が認めた場合は、この限りではない。

（ア）初出走馬

（イ）長期休養馬

最終出走日（合格した能力検査、高知競馬在籍中に出走した他場の交流競走及び招待競走を含む）から出走申込日までに 6 か月を経過した馬。

ただし、出走申込時に、当該開催編成まで出走が予定されている馬はこの限りでない。

（ウ）出走停止処分を受けた馬

（エ）再検査指定馬（再検査指定日の翌日から 5 日以上経過した馬）

（オ）その他、管理者又は委員長が指定した馬

（2）馬体検査の合否

馬体検査において次に掲げる馬体の疾病又は損傷等により健康状態に支障があると認められた馬は不合格とする。

ア. 運動器疾患に基づくもの

（ア）骨折、脱臼

（イ）骨瘤、骨膜炎、関節炎、飛節内・外腫

（ウ）腱炎、靭帯炎（周辺組織の肥厚を含む）

（エ）肩跛行、寛跛行等

イ. 疾病又は創傷に基づくもの

（ア）蹄葉炎、裂蹄、踏創、蹄釘傷、蹄球炎

（イ）挫創、蹴傷、裂傷、冠膝、肘腫等

（ウ）視力が正常でないもの

ただし、高知競馬において競走中の事故により視力を失い 1 眼となった場合については、競走に支障のない限り出走を認める。

（エ）その他、腰角欠損、奇形等競走に支障があると認められるもの

4. 発走検査及び能力検査

（1）対象馬

発走検査及び能力検査は、馬体検査に合格し、次に該当する馬について行う。

また、検査は同時に 1 回限り行う。

（ア）初出走馬（未出走馬は、事前にゲート練習を受けること）

ただし、出走申込日前 6 か月以内に出走歴のある馬はゲート練習のみとする。

- (イ) 長期休養馬
最終出走日（合格した能力検査、高知競馬在籍中に出走した他場の交流競走及び招待競走を含む）から出走申込日までに6か月を経過した馬。
ただし、出走申込時に、当該開催編成までの出走が予定されている馬は除く。
 - (ウ) 出走停止処分を受けた馬
 - (エ) 再検査指定馬（再検査指定日の翌日から5日以上経過した馬で、事前にゲート練習を受けること）
 - (オ) その他、管理者又は委員長が指定した馬
- (2) 発走検査

発走検査とは、発馬機枠入れの馴致状況及び発走の調教状況について行う検査をいう。

- (ア) 発走検査に当たっては、補助具の使用は認めない。
発走に際し馬が突発的に癖を現し、特別な処置を行わなければならない場合は、規定にかかわらず、発走検査員の認定により、必要な措置をとることができる。
- (イ) 駐立については、全馬枠入れ完了後枠内外からの口取り、尾上げ等補助なしで、概ね1分実施する。
ただし、高知競馬で駐立不良（そう狂、起立、突進等）のため、再検査の処置、出走停止の処分を受けた馬は、少なくとも先入れとする。
- (ウ) 次のような馬については不合格とする。
 - ・ 枠入れに際し、概ね30秒以上経過しても入らない馬
 - ・ 駐立不良（そう狂、起立、突進等）の馬
 - ・ 出遅れ2馬身以上の馬
 - ・ その他、発走検査員が不相当と認めた馬（補助手段である行為をした場合を含む）

(3) 能力検査

能力検査は、検査員の指示に従い当該発走地点より発走し、次表の距離を制限タイム以内で決勝線に入線した馬の中から、その健康状態（上り跛行、鼻出血等）及び競走の調教状態（外方逸走、ささり等）等を勘案の上、合否を決定する。

区 分	距 離	制限タイム
三歳以上	1300m	1分34秒0
二歳	800m	57秒0

5. 検査の合否決定

検査の合否の決定は、管理者又は委員長が行い通知する。

6. その他

- (1) 馬検査への馬の引きつけについては、調教師又は認定（仮認定）きゅう務員以外は認めない。
- (2) 馬体検査において、プロテクター、鞍等の装着及び乗馬では受験は認めない。
- (3) 発走検査、能力検査の際に装鞍所への引き付け時刻については、該当競走の発走時刻の20分前までとする。
- (4) 発走検査、能力検査に出走する馬の装具は通常の競走用具以外の特殊な競走用具（折り返し手綱等）の使用は認めない。
- (5) 発走検査、能力検査の際の騎乗は管理者が認めた騎手でなければならない。
- (6) 能力検査は、定められた番号ゼッケン及び帽子を着用しなければならない。
- (7) 調教師は、管理馬の検査の際には、必ず立ち会わなければならない。

附則 この要項は、平成28年3月28日から適用する。

平成 28 年度 高知競馬賞金諸手当支給要項

高知県競馬組合が主催する競馬の賞金諸手当の支給については、この要項に定める。

1. 馬主に対するもの

(1) 賞金

競走別の賞金は、各回競馬開催毎に競馬番組に登載して発表する額（同着のときは按分した額）を支給する。

重賞競走

単位：千円

競走名称	一着	二着	三着	四着	五着	六着 以降
二十四万石賞	1,200	300	150	90	60	30
福永洋一記念	1,200	300	150	90	60	30
トレノ賞	1,200	300	150	90	60	30
建依別賞	1,200	300	150	90	60	30
珊瑚冠賞	1,200	300	150	90	60	30
黒潮マイルチャリ° カップ°	1,200	300	150	90	60	30
高知県知事賞	1,800	450	225	135	90	45
大高坂賞	1,200	300	150	90	60	30
黒潮マイルリターズ° カップ°	1,200	300	150	90	60	30
だるま夕日賞	1,200	300	150	90	60	30
黒船賞 (JpnⅢ)	21,000	4,850	2,700	1,900	1,050	200
御厨人窟賞	1,200	300	150	90	60	30
黒潮皐月賞	1,000	250	125	75	50	25
高知優駿	1,000	250	125	75	50	25
黒潮菊花賞	1,000	250	125	75	50	25
土佐秋月賞	1,000	250	125	75	50	25
土佐春花賞	1,000	250	125	75	50	25
金の鞍賞	800	200	100	60	40	20

準重賞競走

単位：千円

競走名称	一着	二着	三着	四着	五着	六着 以降
トーセンジョーダン賞	500	125	63	37	25	12.5
アンライバルド賞	500	125	63	37	25	12.5
長浜特別	500	125	63	37	25	12.5
梅檀特別	400	100	50	30	20	10
スピカ特別	400	100	50	30	20	10
ヴェガ特別	400	100	50	30	20	10
ミラク特別	400	100	50	30	20	10
ベラトリックス特別	400	100	50	30	20	10

特別競走

単位：千円

級/競走名称	一着	二着	三着	四着	五着
A級特別	320	80	40	24	16
B級特別	280	70	35	21	14
C1級特別	240	60	30	18	12
C2級特別	200	50	25	15	10

C3級特別	160	40	20	12	8
3歳特別	160	40	20	12	8
2歳新馬	500	125	63	37	25
A級B級混合特別	320	80	40	24	16
B級C1級混合特別	280	70	35	21	14
C1級C2級混合特別	240	60	30	18	12
C2級C3級混合特別	200	50	25	15	10

普通競走

単位：千円

級/競走名称	一着	二着	三着	四着	五着
A級	280	70	35	21	14
A級(二走目)	240	60	30	18	12
B級	240	60	30	18	12
B級(二走目)	200	50	25	15	10
C1級	200	50	25	15	10
C1級(二走目)	160	40	20	12	8
C2級	160	40	20	12	8
C2級(二走目)	140	35	18	10	7
C3級	140	35	18	10	7
C3級(二走目)	120	30	15	9	6
3歳、2歳	140	35	18	10	7
3歳、2歳(二走目)	120	30	15	9	6
A級B級混合	280	70	35	21	14
A級B級混合(二走目)	240	60	30	18	12
B級C1級混合	240	60	30	18	12
B級C1級混合(二走目)	200	50	25	15	10
C1級C2級混合	200	50	25	15	10
C1級C2級混合(二走目)	160	40	20	12	8
C2級C3級混合	160	40	20	12	8
C2級C3級混合(二走目)	140	35	18	10	7

(2) 出走手当

所有馬が出走したとき、一頭につき次の額を支給する。

ただし、自らの事由により競走除外となったときは支給しない。

(ア) 黒船賞(JpnⅢ)		50,000円
(イ) その他、実施要領などで定めない競走	一走目	50,000円
	二走目	35,000円

(3) 特別出走手当

高知競馬で生涯初めての出走投票を行い出走し引き続き在席する所有馬(以下「高知デビュー馬」という)が出走したとき、一頭につき次の額を支給する。

(ア) 3歳	10,000円
(イ) 2歳	15,000円

(4) 特別付加賞金

所有する高知デビュー馬が重賞競走等で一着となったとき、次の額を支給する。

ただし、3歳12月末までの競走を対象とする。

※課税対象、進上金対象外

(ア) 重賞競走	300,000円
(イ) 準重賞競走	50,000円

- (ウ) 特別競走 30,000 円
- (5) 抽休手当
 所有馬が抽せん指定休又は指定休となったとき、一頭につき出走手当相当額を支給する。
- (6) レコード賞
 所有馬が従前の競走タイムを記録更新したとき、5,000 円を支給する。
 (ア) 当該競走で 2 頭以上あったときは、最高タイムの馬に支給する。
 (イ) 同タイムのときは、一着の馬に支給する。
 (ウ) 同着のときは、それぞれの馬に支給する。
 (エ) 新競走距離において記録を設定したときは、支給しない。
- (7) その他
 (ア) 所有馬が他馬の影響又は騎手に起因する競走除外となったとき、一頭につき出走手当相当額を支給する。
 (イ) 競走不成立となったとき、出走した所有馬一頭につき出走手当相当額と当該競走の 5 着賞金相当額を支給する。
 (ウ) 出走投票終了までに、競走取止（開催中止）となり当該サイクルで出走することができないとき、申込馬一頭につき 1,000 円を支給する。
 (エ) 出走投票後、当該競走発売前に競走取止（開催中止）となり代替開催を行わないとき、当該競走に出走投票した所有馬一頭につき 10,000 円を支給する。
 ただし、出走取消及び競走除外となった馬は対象外とする。
 (オ) 出走投票後、当該競走発売後に競走取止（開催中止）となり代替開催を行わないとき、当該競走に出走投票した所有馬一頭につき出走手当相当額を支給する。
 ただし、出走取消及び競走除外となった馬は対象外とする。
 (カ) 交流競走等でこの要綱にないものは、当該競走の実施要領及び実施細目により定める額を支給する。
 (キ) 失格となった馬になった馬に係る賞金、奨励金及び諸手当は支給しない。

2. 調教師に対するもの

- (1) 調教師賞
 管理馬が一着、二着のとき、次の額（同着のときは按分した額）を支給する。
 ただし、賞典停止期間中は支給しない。
- | | | |
|-----------------------|----|-----------|
| (ア) 黒船賞 (JpnⅢ) | 一着 | 100,000 円 |
| | 二着 | 50,000 円 |
| | 三着 | 30,000 円 |
| (イ) その他、実施要領などで定めない競走 | 一着 | 2,000 円 |
| | 二着 | 1,000 円 |
| | 三着 | 500 円 |
- (2) 調教管理手当
 管理馬が出走したとき、一頭につき次の額を支給する。
 ただし、賞典停止期間中又は自らの事由による競走除外のときは支給しない。
- | | |
|-----------------------|----------|
| (ア) 黒船賞 (JpnⅢ) | 10,000 円 |
| (イ) その他、実施要領などで定めない競走 | 5,000 円 |
- (3) 冬期ナイター手当
 12 月から 2 月の 19 時以降に発走する競走において管理馬が出走したとき、一頭につき 500 円を支給する。
 ただし、賞典停止期間中又は自らの事由による競走除外のときは支給しない。
- (4) レコード賞

管理馬が従前の競走タイムを記録更新したとき、3,000 円を支給する。

(ア) 当該競走で2頭以上あったときは、最高タイムの馬に支給する。

(イ) 同タイムのときは、一着の馬に支給する。

(ウ) 同着のときは、それぞれの馬に支給する。

(エ) 新競走距離において記録を設定したときは、支給しない。

(5) その他

(ア) 管理馬が他馬の影響又は騎手に起因する競走除外となったとき、一頭につき調教管理手当相当額を支給する。

ただし、賞典停止期間中は支給しない。

(イ) 競走不成立となったとき、出走した管理馬一頭につき調教管理手当相当額を支給する。

ただし、賞典停止期間中は支給しない。

(ウ) 出走投票後、当該競走発売前に競走取止（開催中止）となり代替開催を行わないとき、当該競走に出走投票した管理馬一頭につき 1,000 円を支給する。

ただし、出走取消及び競走除外となった馬は対象外とする。

また、賞典停止期間中は支給しない。

(エ) 出走投票後、当該競走発売後に競走取止（開催中止）となり代替開催を行わないとき、当該競走に出走投票した管理馬一頭につき調教管理手当相当額を支給する。

ただし、出走取消及び競走除外となった馬は対象外とする。

また、賞典停止期間中は支給しない。

(オ) 交流競走等でこの要綱にないものは、当該競走の実施要領及び実施細目により定める額を支給する。

(カ) 賞典停止の処分となった競走及び賞典停止期間中の奨励金及び諸手当は支給しない。

(キ) 失格となった馬に係る奨励金及び諸手当は支給しない。

3. 騎手に対するもの

(1) 騎手賞

騎乗した馬が一着、二着のとき、次の額（同着のときは按分した額）を支給する。

ただし、騎乗停止以上の処分（審議中での騎乗は除く）となったときは支給しない。

(ア) 黒船賞（JpnⅢ）	一着	100,000 円
	二着	50,000 円
	三着	30,000 円

(イ) その他、実施要領などで定めない競走	一着	2,000 円
	二着	1,000 円
	三着	500 円

(2) 騎乗手当

一騎乗につき次の額を支給する。

ただし、騎乗停止以上の処分（審議中での騎乗を除く）又は本馬場入場前に競走除外となったときは支給しない。

(ア) 黒船賞（JpnⅢ）	10,000 円
(イ) その他、実施要領などで定めない競走	5,000 円

(3) 冬期ナイター手当

12月から2月の19時以降に発走する競走において、一騎乗につき500円を支給する。

ただし、騎乗停止以上の処分（審議中での騎乗を除く）又は本馬場入場前に競走除外となったときは支給しない。

- (4) レコード賞
 従前の競走タイムを記録更新したとき、3,000 円を支給する。
 (ア) 当該競走で 2 頭以上あったときは、最高タイムの馬に支給する。
 (イ) 同タイムのときは、一着の馬に支給する。
 (ウ) 同着のときは、それぞれの馬に支給する。
 (エ) 新競走距離において記録を設定したときは、支給しない。
- (5) 開催手当
 高知競馬所属騎手が開催前日から調整ルームに入寮し開催を終えたとき、次の額を支給する。
 ただし、手続のない遅刻や早退等正規の入寮でないときは、支給しない
 なお、入寮等については「騎手調整ルーム使用要綱及び指示事項」により規定する。
 1 開催日につき 2,200 円
- (6) その他
 (ア) 調整ルームに入寮後、当該日の 1/2 以上が競走取止（開催中止）となったとき、1 日につき 10,000 円を支給する。
 (イ) 交流競走等でこの要綱にないものは、当該競走の実施要領及び実施細目により定める額を支給する。
 (ウ) 騎乗停止以上の処分をとった競走の奨励金及び諸手当は支給しない。
 (エ) 失格となった馬なった馬に係る奨励金及び諸手当は支給しない。

4. きゅう務員に対するもの

- (1) きゅう務員賞
 調教師の届出による担当馬（以下「担当馬」という）が一着、二着のとき、次の額（同着のときは按分した額）を支給する。
 ただし、賞典停止期間中は支給しない。
- | | | |
|-----------------------|----|-----------|
| (ア) 黒船賞（JpnⅢ） | 一着 | 100,000 円 |
| | 二着 | 50,000 円 |
| | 三着 | 30,000 円 |
| (イ) その他、実施要領などで定めない競走 | 一着 | 2,000 円 |
| | 二着 | 1,000 円 |
| | 三着 | 500 円 |
- (2) 引き馬手当
 引き馬一頭につき次の額を支給する。
 ただし、賞典停止期間中又は下見所入場前に競走除外となったときは支給しない。
- | | |
|-----------------------|----------|
| (ア) 黒船賞（JpnⅢ） | 10,000 円 |
| (イ) その他、実施要領などで定めない競走 | 4,000 円 |
- (3) 冬期ナイター手当
 12 月から 2 月の 19 時以降に発走する競走において担当馬が出走したとき、一頭につき 200 円を支給する。
 さらに、担当馬を引き馬したとき、一頭につき 300 円を支給する。
 ただし、賞典停止期間中又は下見所入場前に競走除外となったときは支給しない。
- (4) レコード賞
 調教師の届出による担当馬が、従前の競走タイムを記録更新したとき、3,000 円を支給する
- (ア) 当該競走で 2 頭以上あったときは、最高タイムの馬に支給する。
 (イ) 同タイムのときは、一着の馬に支給する。
 (ウ) 同着のときは、それぞれの馬に支給する。

- (工) 新競走距離において記録を設定したときは、支給しない。
- (5) その他。
 - (ア) 装鞍所集合時刻以降、当該競走が競走取止（開催中止）となったとき、引き馬一頭につき引き馬手当相当額を支給する。
ただし、出走取消及び競走除外となった馬は対象外とする。
 - (イ) 交流競走等でこの要綱にないものは、当該競走の実施要領及び実施細目により定める額を支給する。
 - (ウ) 賞典停止の処分となった競走及び賞典停止期間中の奨励金及び諸手当は支給しない。
 - (エ) 失格となった馬なつた馬に係る奨励金及び諸手当は支給しない。

5. 支給額

開催回毎の賞典奨励費については、開催回毎の売得金目標額（他場場外発売を含む）に対する達成状況により判定する。万一、売得金目標額に達しなかった場合には、次に定める式により計算された調整率を予定賞典奨励費にそれぞれ乗じた額を開催回毎の賞典奨励費とし支給する。

計算式

$$\text{開催毎の目標剰余金額} - \text{開催毎の実績剰余金額} = \text{調整額〔A〕}$$

$$\begin{aligned} & (\text{開催毎の予定賞典奨励費総額} - \text{〔A〕}) \div \text{開催毎の予定賞典奨励費総額} \\ & = \text{減額調整率〔B〕} \end{aligned}$$

$$\text{開催毎の予定賞金諸手当額} \times \text{〔B〕} = \text{確定賞金諸手当額}$$

注 1 調整額〔A〕は千円未満の端数は切り上げる。

注 2 減額調整率〔B〕は小数点第 3 位を切り捨てて、少数点第 2 位までとする。

6. 消費税

内税方式とする。

7. 支給方法

「賞金等口座振替申請書」により届出された各個人の銀行口座へ振り込む。

8. 支給時期等

各開催回終了後の翌々日以降の金融機関営業日に、各々届出口座に振り込む。
ただし、日程の都合により変更する場合がある。

9. 勝馬確定後の失格及び着順変更に係る取扱い

(1) 賞金、奨励金及び諸手当（以下「賞金等」という）

- (ア) 当該競走の賞金等は、高知競馬番組編成要領 11. (1) の変更後の競走成績に基づいて交付する。
- (イ) 勝馬確定後に失格及び降着となった馬に係る賞金等を既に受領している者は、管理者が指定する期日までに、当該賞金等の差額を返還しなければならない。
- (ウ) 着順が変更された馬に係る賞金は、既に交付した賞金の額と高知競馬番組編成要領 11. (1) の変更後の競走成績に基づく賞金の額との差額を交付する。

(2) 賞状及び賞品

- (ア) 当該競走の賞状及び賞品は、高知競馬番組編成要領 11.(1)の変更後の競走成績に基づいて交付する。
- (イ) 勝馬確定後に失格となった馬に係る賞状及び賞品を既に受領している者は、管理者が指定する期日までに当該賞状及び賞品を返還しなければならない。
- (ウ) 着順が変更された馬に係る賞状及び賞品につき、既に交付したものと高知競馬番組編成要領 11.(1)の変更後の競走成績に基づいて交付するものと異なる場合には、既に交付した賞状及び賞品を返還させるものとし、その後改めて変更後の競走成績に基づく賞状及び賞品を交付する。

附則 この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、高知競馬開催は、赤字を出すことができないため必要に応じ、変更する場合がある。